

△釣女▽の成立と変遷

—『狂言記』所収狂言の吟味—

安田徳子

を加えていくことにする。

板本『狂言記』は、正・外・続・拾遺の四種類があり、江戸時代唯一出版された狂言台本であるが、そこに所収された狂言は、鷺・

大蔵・和泉のものとは相違の大きい曲が多い。『狂言記』は江戸時

代から明治まで出版が繰り返されてきており⁽¹⁾、その影響はかなり大きなものだったと思われる。しかし、『狂言記』についての研究はあまり進んでおらず、その実体は必ずしも明らかとはなっていない。池田廣司氏が、所収曲と各流派の古台本を比較して『狂言記』

の位置付けをしておられるが、これも概観の域を出ていない。『狂言記』は出版事情もほとんどわからないので、この方面からの資料の検討も必要であるが、各曲を大蔵・和泉・鷺流の諸台本と細かく比較して、その相違を明らかにすることによって、もう少し『狂言記』の性格を明らかにできるよう思う。そこで、

本稿では、まず、『狂言記』正篇所収の△釣女▽を取り上げ、考察

△釣針▽は、現在知られるところでは、寛永一九（一六四二）年大蔵虎明が書写した、所謂虎明本（『大蔵虎明本狂言集の研究』所収）に見えるのを初見とする。同じく江戸初期の写と考えられる天理図書館蔵の和泉流『狂言六義』、所謂天理本（天理善本叢書所収）にも収められている。さらに、鷺流の狂言台本では、宝暦一（一七六一）年頃に名女川辰三郎によって書写された、所謂名女

川本（女子大國文一〇六所収）に見える。したがって、江戸初年には本曲が成立していたことは明らかであるが、その後の各流派の狂言台本を見ると、大蔵流では、江戸末期の文久頃（一八六一～六三）写である山本東本（山本東次郎蔵、日本古典文学大系所収）まで、この曲を見出すことはできない。また、鶯流でも、安政二（一八五五）年の奥書を持つ幕末の鶯賢通本（田中允蔵）まで見出せない。それに対して、和泉流諸本では、『日本庶民文化資料集成』に收められた和泉家古本（承応元禄写、三宅藤九郎蔵）を始め、明和元（一七六四）年奥書の和泉流狂言六儀（鴻山文庫旧蔵、能楽研究所蔵）、波形本（寛政頃写、名古屋狂言共同社蔵）など主要な台本に收められている⁶⁾。

また、『狂言辞典資料編』によつて、名寄の類を見ると△釣針△は、大蔵流ではやはり、觀世新九郎家文庫の『御能組並狂言組（寛文初期以前書上）』に見える以降、明治年間まで見えない。鶯流では、『萬聞書』（能楽資料集成⁷⁾）所収の「一七、鶯・大蔵・京流名替り」に、曲名の別称として『狂言記』の曲名が多く挙げられ、その中に「釣女 釣針」と見え、同じく「二六、享保九年狂言方四家書上」の「鶯伝右衛門書上名寄」の末尾に「右ノ書上ノ内ニ無之相勤來候分」として加筆された部分に挙げられ、「西丸享保十一四月廿五日葉ヤ札初ル」の注記がある。さらに、「三三、宝暦十年鶯

勘太郎書上」には「珍敷狂言」に挙げられている。その後、天明元（一七八一）年八月書写の鶯仁右衛門家「狂言名寄」、『天保九年書上諸流名寄』の仁右衛門及び伝右衛門の書上、「狂言曲目一嘉永二年九月書上」にも「珍敷狂言」として見える。現行曲としては鶯畔翁編「鶯流狂言一覽表」に見えるのみである。こうした状況をみると、虎明本に收められてはいるが、江戸期に大蔵流で△釣針△が演じられていたかは疑わしい。虎明が知っていた曲というだけで、演じていたとは限らないだろう。鶯流では、『萬聞書』所収の「鶯・大蔵・京流名替り」は、『能楽資料集成⁷⁾』解説によると、宝永頃の古い記述で、しかも実際に演じされていた曲の別称を記したものだという⁸⁾から、この頃には演じられていた曲だったことになる。

また、『享保九年狂言方四家書上』の記述から見ると、享保一一（一七二六）年四月西丸で演じられた時も、同流の演目に加えられていなかつたらしいし、宝暦一年頃の名女川本には收められてはいるが、以後の書上でも「珍敷狂言」であつて、江戸時代を通じて演じられるこの少ない曲だったようだ。

したがつて、江戸期には和泉流のみが現行曲であつて、大蔵流や鶯流ではほとんど演じられない曲だったと考えられる。上演記録を見ても、享保二年一〇月二一日名古屋古渡稻荷社内の山脇流狂言興行（名古屋市史）や享保二〇年一月二六日禁裏御能に三宅藤九郎

らが演じた記録など、和泉流での上演はいくつか見出すことができる。幕末になって大蔵・鷺兩流でも現行曲に加えられたと見るべきであろう。また、△釣女△の呼称は、三流の台本や書上には全く見えず、『狂言記』独自の呼称と思われる。

(二)

さて、『狂言記』卷四の目録には、

四 つりおんな	との	長はかま ちいさ刀
四人くわしや	半はかま	
上らう	おとこせの面 小袖	
をかつく		

下女 小袖をかつく

とおり、本文によると、いまだ妻に恵まれない主が太郎冠者を連れて、靈験あらたかという西宮の夷三郎に参詣し、靈夢によって釣棹を得、太郎冠者に妻を釣らせ、さらに下女を釣らせる。下女は太郎冠者の妻に与え、似合いの妻を得て喜ぶ太郎冠者を先に帰した後、さて自分の妻と対面すると、これがとんでもない醜女で、びっくりして逃げ出すという内容になっている。しかし、この内容は、現行各流の△釣針△とは大きく異なっているし、諸流の古台本ともかなりの相違がある。

『狂言記』の△釣女△と主要な狂言古台本所収の△釣針△の内容

を、いくつかの点から比較して見ると、次の表のようになる。

末尾 冠者妻× 負てる△・ まるX	醜女(主妻○・ 太郎冠者X)	釣る者(太郎冠者○・ 主と太郎冠者X)	釣る方法(妻と下女 一緒○・妻と下女別々 △・妻、下女数名、 太郎冠者妻X)	釣る物(欲しいもの、 太刀、脇差、妻、下 女など○・妻と下女 ×)	釣る場所(宿に帰つ て○・西門又は社殿・ 浜辺X)	申し妻X	西宮参詣(月参り○・ シテ(主○・太郎冠 者X)	虎明本
△	○	○	○	※○	○	○	※○	
△	○	○	※△	×	×	×	※○	天理本
○	○	○	○	×	○	×	※○	狂言記
○	○	○	△	×	○	×	※○	和泉家古本
○	○	×	※○	○	×	×	○	名女川本
×	×	○	×	×	○	×	×	波形本
×	×	○	×	×	○	×	×	雲形半紙本
×	×	○	×	×	○	×	×	狂言集成本
×	※×	○	※△	○	×	○	×	山本東本(大系本)
×	×	○	×	×	×	×	×	吉田幸一本
	※下女全て		※下女は大勢	※下女のみ ※実際には妻と			※シテ、アドの 明記はない。	

この表から顕著に知られることは、波形本以後とそれ以前の古台

本とでは、『釣女』（『釣針』）の筋立てに大きな変化があることである。波形本以前の諸本では、主の妻として釣った女が醜女で、嫌がる主をこの醜女が追いかけるか、捕まえて背負って引っ込むかであって、主がこの作品のシテに当たる。ところが、波形本以降の台本では、醜女は太郎冠者の得た妻で、醜女に追いかけられるのは太郎冠者である。江戸時代後半になって、主が笑われる狂言から太郎冠者が笑われる狂言に変化したのであって、流派の違いではなさうである。一方、主が西宮の夷に月詣でをして、必ずしも妻ではなく、福を得ようとする筋立てと、最初から申し妻を願つて夷詣でをする筋立てがあるが、これは、前者が虎明本や山本東本・名女川本の大藏・鷺両流の諸本に見え、後者が『狂言記』及び和泉流諸本に見える筋立てで、流派による相違とみることができる。しかし、和泉流諸本では、時代が下るとともに、妻などの釣り方も複雑になっている。初めは、妻を釣り、続いて下女を釣り、さらに太郎冠者の妻を別に釣つており、釣る時の演出もさまざまに工夫が加えられている。波形本以後は、太郎冠者をシテとしており、太郎冠者とその妻に注目を集めたい事情によるのであろうが、単純な筋の展開を演出の工夫で見せ場の多い作品に変化させたものとも言えよう。

(三)

ところで、この『釣女』（『釣針』）は、西宮の夷信仰を背景に仕組まれた狂言である。西宮神社は兵庫県西宮市家町にある夷神を祭った神社である。本来は広田社の摂社であったが、鎌倉時代中頃から夷信仰の根拠地となつた。夷神は、『源平盛衰記』や『神皇正統録』あるいは『太平記』にあるように、蛭子（蛭兒）神と考えられ、夷三郎殿とも呼ばれて、海から出現した神と信じられてきた。西宮に古くから伝わる話によると、「昔、鳴尾の浦の漁夫が武庫の沖で漁をしていたところ、網に神像らしきものがかかつたが、漁夫は気にせずに投げ捨て、和田岬でもう一度網をあげると、また同じ神像がかかつた。驚いて家に持ち帰ると、その夜、神が夢に現われ、自分は蛭子神だが、この西によい土地があるのでそこへ行きたいと告げた。漁夫はそれを人々に語つて神を御輿に乗せて西に向かい、辿りついて祀つた地が西宮だった。」という。初めは、市の神、海幸をもたらす神として信仰されたが、室町時代末頃から招福神として人気を博した。夷信仰を広めたのは、人形芝居の源流となつた傀儡師の伝統を持つ神人の活躍によるものだった。この夷昇と呼ばれた人形廻しは、『人倫訓蒙図彙』にも「むかしはゑびすの鯛を釣給ひし所を、仕形にして春の始に出たるとなり」（日本古典全集）などとあるように、夷神が釣竿で鯛を釣り上げたところを廻して見せ、夷の海幸ひいては福をもたらす神のイメージを広めたようだ。

ところで、西宮神社は、戦国時代末期 たびたびの戦乱で焼失しては再建されたが、承応二（一六五三）年一二月失火で焼失した後、寛文三（一六六三）年再建の上棟式を行つたが、この時将来の維持・修復のために、戒像神札発行の版権を幕府に願い出て、許可された。これによつて、西宮夷神の名が高まり、釣竿を持つて鰯を釣る夷の画は夷神のイメージを決定的なものとした。こうした夷信仰の広がりを背景として、狂言△釣女▽（△釣針▽）は仕組まれたのであるが、寛永一九年書写の虎明本に見えるから、それより少し前くらいに成立した曲と考えられる。また、中世末期から、夷神ばかりではなく、大黒天・毘沙門天などの福の神が民衆の間に盛んに信仰されるようになつた。狂言にはこうした風潮を繁栄した作品群がある。これらは、△夷大黒▽△夷毘沙門（高札智）▽▽△大黒連歌▽▽毘沙

『袁記』に「夷神が海を領する神である」とすれば、そのもたらす女は海神の女ということになろう。すなわち、ここには、海幸の釣竿を借りた山幸（火々出見尊）は結局龍女（豊玉姫）を得て、葺不合尊が生まれ、以後の繁栄が約束されたという、海幸山幸神話のイメージが投影していると思う。また、夷神は蛭子神とも考えられているが、蛭子神には、生まれて三年迄足が立たなかつたため、磐樟船に乗せて流されたと伝えられているように、不具者のイメージがある。西宮神社には、一月一〇日の十日えびすの前夜、近隣の家々は門や窓を閉ざし、音を潜めて家に引き籠る「居籠」と呼ばれた風習があつた。この風習の意味については種々論じられてゐるが、北見俊夫氏が紹介されているように『兵庫名所記』には次のような記述がある。

門連歌▽▽福の神▽などの曲で、比叡山の大黒天、鞍馬の毘沙門天、西の宮の夷三郎と、都からほど遠くない、都の民衆にとって身近な福神を扱つたものである。これらは、福神が舞台に登場し、福をもたらすという単純なものがほとんどで、脇狂言として演じられていました。

るが、劇性は高いとはいえない。その中で、『釣女』（『釣針』）は夷信仰を素材にしながら、十分に劇的構成を備えた曲である。

釣針で妻を釣るという発想は、前述したような夷神のイメージから発想されたものであることは言うまでもない。さらに、「源平盛

ていたであろう。したがって、『釣女』（『釣針』）で、主が醜女を釣るのは夷三郎殿に授かった女であることを象徴していると言つてよからう。『釣女』（『釣針』）は、醜女を釣つて閉口する主を笑いながら、夷三郎殿によって家の繁栄を保証されたことを寿ぐ曲だったのである。

このように見えてくると、『釣女』（『釣針』）は、古い台本に見えるように主が醜女を釣る形が本来のもので、江戸期も下つてくると、本来の意味が忘れられたために、太郎冠者が醜女を釣る筋立てに変化したと考えられる。時代の下つた台本では、釣り上げる回数を増やし、釣り方を少しずつ変化させて「つろよつろよ女どもをつろよ」の小歌を十分楽しませたり¹⁶、釣り上げた女の人数を増して、女姿がずらりと舞台に並ぶ立衆の異様な光景を演出したり、立衆を一人一人覗いて妻を選ぶが満足せず、改めて妻を釣ろうとする太郎冠者の、したたかだが軽薄な召し使いの性格が強調されたりしている。このように、時代の新しくなるにつれて曲が長くなり複雑化していくのは、祝言性よりも会話や仕草の面白さに重点が置かれるようになつたからであろう。山本東本などでは、妻以外に太刀や脇差しなどの宝物も釣るが、これも後に増補された形なのであろう。また、狂言が能とともに幕府の式典となり、厳格な身分制度の中で、巷間で演じられなくなつて、貴権の前でのみ演じられるよ

うになると、主の奥方が醜女で、主を笑う筋立ては不都合もあつたのである。これを回避するために、醜女を釣つて笑われるのが太郎冠者となり、太郎冠者をシテとする狂言となつたと思われる。

『釣針』が幕末まで大蔵流や鷺流でほとんど演じられなかつたのも、こうした貴権の前に相応しくないという曲性が影響していた面があつたのではないか。また、西宮夷は上方で信仰の厚かつた神社であり、江戸に根拠を置いた大蔵・鷺流の活躍の場では馴染みにくい曲だったということもある。京・尾張を中心に活躍した和泉流で演じ続けられてきたことが、それと表裏を成していよう。

ところで、『狂言記』の『釣女』は、登場人物も主と太郎冠者、主の妻と太郎冠者の妻で下女の四人のみ、余計な腰元や端女は登場しない。太郎冠者が釣糸を垂れるのは一度だけで、主の妻も下女もいっしょに釣り上げる。また、三流の台本にも見えない、『狂言記』のみの詞章であるが、主従が参詣の途上の会話に、

▲とのはつておのれは。そつじな事をいふ物ぢや。ゑびす三郎殿とこそいへ。どこにかきびす三郎殿といふ物ぢや▲くわいやとのさまは。なんにもしらしやれませぬ。絵にかいたおりには。ゑびす三郎殿。木でつくつたおりには。きびす三郎。あの西の宮のは。木でつくりました所で。それできびす三郎との申まする

とある。これは夷の神札と漂着した神像の伝承が投影している一文と見てよからうから、この詞章は『釣女』（『釣針』）の発想の原点が露呈したものと言うことができよう。こうした状況から見ると、『狂言記』の『釣女』は、この曲の古態を残した素朴な形態だとえそうである。

（四）

ところで、明治一六（一八八三）年一二月、この狂言をもとに、常磐津節『釣女』が作られている。これは、河竹黙阿弥作詞、五世岸沢式佐作曲で、幕末から分裂していた常磐津節の常磐津派と岸沢派の和解の記念曲として作られたものである。本名題を『戒詣恋釣針』（えびすもうでこいのつりばり）と云い、歌舞伎舞踊曲としては、竹柴晋吉が補筆して花柳寿輔の振付けで、明治三四年東京座で初演された。冒頭の詞章に、

△抑是は猿樂の昔よりして其業の可笑といひし狂言師名に大藏

や鷺流の姿を写す釣女

とあって、狂言に基づく曲であることを明らかにしている。「大藏や鷺流」というが、登場人物は四人、主と太郎冠者、主の妻と太郎冠者の妻で、当時の二流の諸台本、あるいは和泉流諸台本とも一致しない。しかし、シテは太郎冠者で、醜女は太郎冠者の妻であるか

ら、この時代の狂言『釣針』と同じである。ところが、常磐津節の正本には「新曲釣女」とあり、『釣針』ではない。『釣女』は『狂言記』の曲名であり、常磐津節正本表紙に書かれた太郎冠者が醜女を釣る絵も、『狂言記』（元禄一二二年以後の版）の挿絵と似たところがある。さらに、例えば冒頭の先に続く部分は、

大名へかやうに候者は此所の大名でござる。ヤイ／＼太郎冠者

あるか 太郎へハア御前に 大名へ居たか 太郎へハア 大名へ

汝も知る如く此年迄定まる妻がない承れば西の宮の恵比寿三郎

殿は福者と申事はへ参り妻を申受けうと存ずる汝供をせい 太

郎へ誠に仰せの如くでござる西の宮の木びす三郎殿へ参るがよ

ふござりませう私も定まる妻がござりませぬ都手ながら申受け

ませう。大名へ扱／＼はそつじな事をいふもののじやゑびす

三郎殿とこそいへきびす三郎と申事があるものではない 太郎

△ハテ絵にかいだ折はゑびす三郎と申す木で造つた折は木びす

三郎と申ます…

とある。これは、『狂言記』の『釣女』の冒頭、

▲との くわじやいたか ▲くわしや はつ御前に ▲との な
んぢがしことく。此年まで。さだまるつまがないぎぢや。う
け給れば。西宮のゑびす三郎九郎どのは。げんぶくしやと。う
けたまわる。これへ参り。つまを申うけうとおもふ。なんぢと

もを仕れ ▲くわしや 誠におほせらるれば。さやうで御さる。

西の宮のきびす三郎とのは。げんふくしやで御さる。是へまい
らつしやれて。さだまるつまを。申うけさつしやれたらば。よ
う御ざる。さいはひわたくしも。此年まで。さだまるつまが御
ざらぬ。ついでながら。申うけませう。いそいで御ざりませい。

(以下、前項引用部分に続く)

の部分と酷似している。その他の部分でも、狂言に基づく部分は

『狂言記』の詞章と非常に近い。特に前項でも触れた『狂言記』
独自の詞章「きびす三郎」の件も持つており、舞踊曲が『狂言記』
の詞章を利用して作られたものであることは明らかなるようである。

『狂言記』は初版が万治三年であるが、林氏が詳査されたように¹⁰、
江戸期を通じて、さらには明治期まで出版が続けられている。明治
初頭の東京では、狂言と言えば、大蔵・鷺流とは言うものの、やは
り一番身近に見ることのできる狂言台本は『狂言記』のそれだっ
たということであろう。ただ、その当時行われていた『釣針』は太
郎冠者が醜女を釣る形だったので、それを取り入れ、その上で、釣
る側より釣られる醜女の比重を重くして、歌舞伎独特の女方を活か
した演出に直したのである。その際、釣る方法も、大名と太郎冠者
がそれぞれ自分の妻を釣る形にして、大名と美麗な妻、太郎冠者と
醜女の対比がより明瞭になるよう、仕立てたのである。しかし、こ

の舞踊曲は、末尾にも、

笑ひ興ぜし能舞台鏡の松の常磐津に昔へかへる岸沢の波の鼓の
打よりて睦まじかりける次第なり

とあるように、流派の繁栄を寿ぐもので、狂言『釣女』が本来持つ
ていた祝言性が活かされたものであったと言えよう。

(五)

このように見てくると、狂言『釣女』(『釣針』)は、西富夷の
信仰が広まった一七世紀の初頃に成立した曲で、『狂言記』所収の
『釣女』が比較的古態を伝えているように思われる。しかし、この
『狂言記』の『釣女』が、どこでいつ頃演じられたものかはわから
ない。一方、『釣針』は、主に和泉流で演じられ、大蔵・鷺両流で
は幕末まであまり演じられなかつた。この三流の『釣針』と『狂言
記』の『釣女』の相違は当初から大きかつたし、『釣針』は時代
とともにシテが主から太郎冠者に移るなどの変化も生じたが、『狂
言記』の『釣女』の相違は当初から大きかつたし、『釣針』が『狂言記』
を利用したように、狂言台本としては、『狂言記』が明治まで最も
知られたものだったのである。

注一、林和利「狂言記の出版状況」(『能―研究と評論』 一九八〇・

注二、池田廣司『古狂言台本の発達に関する書誌的研究』（一九六七・三 風間書房）

注三、『狂言記』 本文は、北原保雄・大倉浩『狂言記の研究』（一九八三・一 勉誠社）の寛文二（一六六二）年版の影印によつた。

注四、天理図書館善本叢書『狂言六義』 の北川忠彦氏の解説によれば、その成立を、山脇元宣が正保二（一六四五）年執筆を開始し、その後の数年間に記したものとしている。

注五、『国書総目録』『能楽全書』（第五巻）などによれば、大藏流では、虎明本・山本東本（山本東次郎蔵）の他に『釣針』を收めるのは、大藏流狂言二十九番（鴻山文庫旧蔵、能楽研究所蔵）であるが、これは△釣女△となつており、『狂言記』の影響を窺わせる。鷺流では、宝暦名女川本・鷺賢通本（田中允蔵）の他には、石川弥一編「山口に残存する鷺流狂言」にあるのみである。

ついての記述は次の通り。

【源平盛衰記】 剣巻

蛭子は三年迄足立たぬ尊とておわしければ、天石磐樟船に乗せ奉り、大海が原に推し出して流され給ひしが、根津の国に流れ寄りて、海を領する神となりて、夷三郎殿と顯れ給ふて、西の宮にはします。

【神皇正統錄】（続群書類從二九）

又議テ曰。豈國ノ主无ン乎トテ即一女三男ヲ産給。所謂日神月神

三郎蔵）・三宅正信本（江戸末期写、三宅藤九郎蔵）・三宅庄

市手沢本（三宅藤九郎蔵）・山脇家本（江戸末期写、山脇元康蔵）・和泉流狂言剣附六議（江戸末期写、能楽研究所蔵）・仮綴本和泉流狂言本（能楽研究所蔵）・小早川本（小早川精太郎写、雲形本の転写、斑山文庫旧蔵、吉田幸一蔵、古典文庫所収）などに収められている。

注六、『能楽資料集成7』 解説、二二五頁及び二二三頁参照。

注七、吉井良尚『西宮神社の歴史』（西宮神社）、魚澄惣五郎編『西宮市史』（西宮市役所一九六〇・三）、宮本袈裟雄編『福音信仰』（雄山閣一九八七・一）、吉井貞俊『えびす信仰とその風土』（国書刊行会一九八九・一）、北見俊夫『恵比寿信仰』（雄山閣一九九一・二）など。『源平盛衰記』以下の蛭子に

本（和泉元業自筆、文政期写、名古屋狂言共同社蔵）・雲形大本（和泉元業自筆、文政期写）・野村信喜本（嘉永写、野村又

蛭兒素盞烏尊是也。：蛭兒トハ西宮ノ大明神夷三郎殿是也。此御神ハ海ヲ領シ給フ。

『太平記』卷二五自伊勢進宝劍事

角テ四神ヲ生給フ。日神・月神・蛭子・素盞烏尊也。日神ト申ハ天照大神、是日天子ノ垂跡、月神ト申ハ、月読ノ明神也。：蛭子ト申ハ、今ノ西宮ノ大明神ニテ坐ス。生レ給ヒシ後、三年迄御足不立シテ、片輪ニ坐セシカバ、イハクス船ニ乗セテ海ニ放チ奉ル。注八、蛭子神が海を領した神で、西宮の夷三郎殿であるという考えは、伊藤正義氏が「中世日本紀の輪郭」（文学一九七一・一〇）などに紹介・論じられているように、中世日本紀解釈では広く信じられていたらしい。

注九、真弓常忠「エビス信仰の源流」（『福神信仰』所収）に文脈は異なるが、夷神には海幸山幸神話のモチーフがあることが指摘されている。

注一〇、北見俊夫「エビス神信仰と異人論」（『恵比寿信仰』所収）

注一一、雲形本や吉田幸一本などの記述には、三度の釣り方について詳しい説明がある。

注一二、注一参照。